

1 授業実践の動機

(1) 情報化時代の要請・社会の整備から

「情報化社会」という言葉が唱えられ久しい年月を経た現在、テレビやインターネットを始め、雑誌、書籍等は、生活の中で欠かせない情報要素として存在している。日常生活の中で情報とどのように接し関(かか)わっていくか、ということ学ぶのは、今後情報化社会の中で成長していく子供たちにとって、必須の能力といえる。

このような社会の現状を踏まえ、平成14年6月に文部科学省から出された「新情報教育の手引き～第2章初等中等教育における情報教育の考え方 情報活用の実践力」の中で、「課題や目的に応じて情報手段を適切に活用することを含めて、必要な情報を主体的に収集・判断・表現・処理・創造し、受け手の状況などを踏まえて発信・伝達できる能力」が必要であると明記されている。つまり、義務教育の段階から、情報との適切な接し方、活用の仕方を学ぶ必要性が公言された。(資料1)

さらに、平成13年12月に開かれた文化審議会著作権分科会では、「著作物の創作手段・利用手段等の普及、多種多様な著作物等の流通により、極めて多くの人々が著作権と関わりを持つ時代を迎えている。このような時代においては、...中略...権利の実効性の確保、円滑な利用の促進(教育の充実)...といった広範な施策を総合的に推進することが必要。」であると述べられている。

そして、文化庁では平成14年度より義務教育の児童生徒を対象に、著作権を学べるソフトウェアを開発・提供し、著作権に関する知識・技能を会得できるように環境を整えており、小、中学校段階での著作権に関する知識・技能の習得は、急務の課題となっている。

(2) 本校の児童の実態から

本校では国語科を始め、社会科や総合的な学習の時間など、様々な教科・領域の課題を解決する過程において、資料を収集・活用する活動を取り入れた学習を行っている。それらの活動の中で、書籍やインターネットの資料に基づき、自分の意見や論を展開する場面は非常に多い。児童は文章や写真、などを用いて発表の資料や意見の根拠とするのだが、その際に資料の出典先を明確にせず、あたかも自分が書いたような文章として読み上げたり、自分が撮影した写真のように皆に紹介したりする場面が数多く見られた。また、そうでなくても発表の中で出典も明らかにされていない資料も、ごく普通に提示されている。

そこで、文章を書いた人や写真を撮った人等、著作物の作成者の権利を守ると共に、そのような知的財産をうまく活用するルールを学びながら、自分たちの学習に役立てるためにはどうしたらよいのかというスタンスに立ち、本実践に取り組むこととした。

2 実践のねらい

著作権について知り、著作者の権利を守る意識を高めると共に、自分たちの学習の中で著作物と上手(うま)くかかわりながら、課題を追究したり、活用しようとする態度を養う。

3 実践の方法

総合的な学習の時間、国語科の授業を本実践の中心と据え、著作権の知識を学び、考えを深め、委員会活動で全校に広めていく。以下の4つの場において、著作権に関わる学習を進めていく。

(1) 第6学年の総合的な学習の時間の中で、著作権の保護、活用に関する学習に取り組む。

(2) 第6年生の国語科において、新聞やインターネットの資料等引用や活用の仕方を学ぶ。

(3) 情報委員会において著作権の大切さや保護について学習し、理解を深める。

(4) 全校集会で情報委員会が取り組んでいる著作権の保護の仕方について発表し、全校で著作権の大切さについて意識を高める。

4 実践の内容

(1) 第6学年「総合的な学習の時間」における著作権を意識した学習

6年生は総合的な学習の時間において、自分の未来の在り方(「輝け!未来の自分」)について考える学習を行っている。一人一人の未来像は千差万別であり、児童たちは将来就きたい職業を様々な挙げながら学習を進めている。学習計画として、自分のなりたい職業に就いている人は、実際にどのような仕事をしているのか調べる 自分の理想とする職業にどのようにしたら就けるのか調べる 就きたい職業に関する様々な疑問を調べる 将来就きたいと思っている職業が体験できる場所、見学先を調べる 修学旅行(東京、横浜方面)において、就きたい職業を体験・見学する グループウェアソフトを使い、調べたことや体験したこと、分かったことをまとめる 一人一人がプレゼンテーションをする、といった流れである。

書籍を始め、インターネットなどにより情報を集め、修学旅行などで体験したことをプレゼンテーションで発表する際、様々な資料から画像や文章を引用する場面が多々ある。そこで、年度初めに学年全体でオリエンテーションの場を設け、総合的な学習における著作権の保護、資料の引用の仕方に

- ついて、教師が説明を行った。オリエンテーションで説明した内容は以下の通りである。
- ・インターネットや本に書かれている文章や写真は、無断に自分の資料としてはならない。
 - ・インターネットの資料は、メール等でホームページ作成者に利用許可が取れる場合は、極力利用許可を依頼する。
 - ・利用するサイト名や本の題名、作者名、出版社名、アドレス番号などを必ず明記する。
 - ・引用した文章は、「」でくくり、引用した文章と、自分の文章との差別化を図る。

学習計画（全3時間）

時	小单元名	指導内容	備考
～	「著作権」って何だろう（本時）	・身の回りのCDや本、絵画などの著作物をもとに、著作権に関する知識を身に付ける。	1 学期実施
	「参考文けん」、「引用」や「コピーライトマーク」について理解しよう（資料2）	・©マーク（Copyright (C) 1999-2005 Inc. All Rights Reserved）等の表記について理解する。	1 学期実施
	職業に関する調べ学習をしよう	・将来就きたい職業について説明されているホームページや本、パンフレットの資料を集めたり、引用したりして発表原稿を作る。	1～2 学期実施
	プレゼンテーションをする	・体育館、教室で発表を行う。（資料3）	

授業の流れ

ア 目標

- ・著作権侵害の例やクイズ形式の活動を通して、著作権に関する基礎知識を身に付け、著作権を大切にしようとする態度を育てる。

イ展開

活動の項目・内容	準備・資料	支援・援助の配慮，評価
<p>1 学習のめあてを確認する 「著作権」って何だろう</p> <p>・身近な例での著作権侵害についての例を挙げる（資料4）</p> <p>2 Web教材を使って著作権について理解を深める</p> <p>3 著作権の ×クイズを行い，著作権に関する知識を身に付ける。</p> <p>4 著作権に関する大切な事柄を整理し，まとめる。</p>	<p>・新聞やインターネットからの記事を引用し，プリント・配布する。</p> <p>「楽しく学ぼうみんなの著作権」 http://deneb.nime.ac.jp/contents/school_child/</p> <p>「著作権クイズ」 http://www.memuro-jh.memuro.net/memurohp/Kuizu.html</p> <p>「コピーライトワール」ド http://www.kidscrib.com/</p>	<p>・キャラクターの無断使用，本や映画や音楽，写真などの違法コピーやダウンロードなどのニュース記事をプリントし，配布する。</p> <p>・大画面のディスプレイを活用し，児童が意識を高めながら授業に参加できる雰囲気活動を進める。</p> <p>評Webページを見ながら，楽しみながら著作権に関する知識を習得することができたか。</p> <p>・児童の発達段階に合わせ，小学生に身近な事柄を取り上げたサイトを利用する。</p> <p>評クイズを解きながら，確かな著作権に関する知識や，事例にそって著作権に関する判断・行動をすることができるか。</p> <p>・ポイントを類型化し，シンプルに理解できるように，箇条書きで板書をする。</p>

（2）第6学年国語科「伝え合おう わたしの意見」における実践

この実践は、新聞記事やインターネットのニュースから話題を選び、それらを根拠として自分の意見を述べる学習である。ここでは著作権を保護の仕方を学び、資料の出典を明らかにすると共に、引用の仕方を身に付けるために行った。著作権に関する学習として、文章や画像の資料を活用する際に、本の名前やホームページ名、アドレスなど、必ず出典を明らかにするようにした。また、グラフや図、表も同様の扱いとした。（資料5）

学習計画（全6時間）

時	学習活動	指導内容	場所・備考
	本や新聞記事やインターネットからニュースの集め方を知る	・本の著作者，出版社，新聞記事の執筆者などは表紙や後付けに，新聞記事の著作者は記事の最後に，ホームページの作成者はホームページ内に記載してあることを説明する。（ホームページ内に記載がない場合は，ホームページ名やアドレスを明記する）	コンピュータ室
	本，新聞記事，インターネットから，自分をもっとも話してみたい話題を選ぶ	・様々な資料を使って，自分がスピーチしてみたい話題を選び出す。	コンピュータ室
	取材した記事をもとに，自分のスピーチメモを作る（本時）	・ワークシートに，取材した記事の題名，筆者や作成者，年月日やアドレスなどを必ず記載する。	コンピュータ室，教室
	スピーチに必要な資料を用意し，メモをもとに，各自発表の準備や練習をする。	・事実と意見を組み合わせ，根拠を明確にしたわかりやすいスピーチの組み立てをして，話す練習をする。	コンピュータ室
～	スピーチ発表会を開き，お互いに評価活動をする。	・発表会を行い，根拠の明確さ，話し方などを観点に，児童が相互評価を行う。	

授業の流れ

ア 目標

- ・意見文を書く活動を通して，資料活用の仕方（出典や作者，著者の明記，引用の仕方）を身に付ける。

イ 展開

- ・出典を明らかにした資料の活用の仕方，資料からの引用の仕方を理解し，意見文を作る際の根拠，資料として活用できるようにする。

活動の項目・内容	準備・資料	支援・援助の配慮，評価
めあてを確認する 意見文での資料の使い方，引用の仕方を学ぼう		
1 本や新聞やインターネットの記事の中で作成者や日時がどこに明記されているか確認する	本，新聞，インターネットのニュースをプリントしたもの	・書籍の表紙や後書き，後付の著者名が明記された場所，新聞の記事の著者が書かれている場所，ホームページの題名やアドレスが出ている場所を確認する。
2 資料を自分の意見文の中にどのように加えるのかを確認する	プリント，パソコン	・引用と参考の区別をすることを以前の児童の作品をもとに説明をする。 ・情報の出所を明確にし，情報の発信された年月日，作者（著者），会社名，サイト名，アドレスなどを明記することを押さえる。 ・引用には「」を付け，その上で自分の意見文との区別をはっきりすることを説明する。
3 取材した記事をもとに，自分のスピーチメモを作る	ノート	評 資料の活用の仕方，意見文への資料の入れ方を理解することができる。 ・スピーチ原稿の下書きに，取材した記事の題名，筆者や作成者，年月日やアドレスなどを必ず記載するように説明する。
4 次時の学習の確認をする		・作成した下書きを教師が通読し，

	出典の明記，引用の仕方をチェックした上で発表原稿を完成することを予告する。 評スピーチ原稿の下書きを，資料の出所，引用には「」を用いて書かれているか。
--	--

(3) 情報委員会内での理解，意識化

情報委員会は，ホームページやポスターなどの手段を用いて，学校での様々な出来事やニュースを学校内外へ発信することを目的とした委員会である。児童が授業で作成した書道や図画工作の作品を写真に撮り，ニュースとしてホームページに掲載するような場合が度々ある。このように，児童個人が作成したものを権利として認め，尊重すると共に，ニュースの素材として活用していく場合，様々な制限や留意すべきことがあることを，WEBサイトを使って学習した。

情報委員会が取り扱う児童の著作物は，図画・工作における著作物であり，絵画，版画，工作物，イラスト，書道といったものである。また，教科学習の中で作成される，新聞や作文，グラフや掲示物なども，個人やグループの著作物と定め，写真撮影の際に，本人から撮影の許可を取ったり，ホームページ上に公表してもよいか確認をするなどの手順を踏むよう，年度初めの委員会活動で確認した。

低・中学年児童の作品については，本人にホームページ上に作品を公表する意志を確認することなどが難しいことから，低・中学年の作品は公表しないようにした。

(4) 全校集会において著作権の知識・理解を全校児童に広げる活動

5月初めの情報委員会による全校集会で，コンピュータ機器の扱いのマナー，ネットモラルなどと共に著作権の保護，大切さを説明した。内容として，総合的な学習や社会科などの授業の中で，インターネットや書籍から，写真や絵，イラスト，文章などを引用する際には，本の名前やインターネットのホームページ名，アドレスなどを明記することを押さえた。

学習計画（全4時間）

時	小単元名	指導内容	備考
	私たちの学校のホームページのアップの仕方を学ぼう 写真をホームページに載せてみよう	・本校のX00PS(ブログ形式)のホームページの構成と記事のアップの仕方について理解する。 ・ホームページの記事の素材にする写真の撮影の仕方について学ぶ。同時に，他人の作品を勝手にまねしたり，写真に撮影して見せたりしてはいけないことを押さえる。	1 学期実施 1 学期実施
	全校集会でコンピュータを使うマナーや著作権について発表する（本時）	・国語や社会，総合的な学習など，調べ学習の中で，勝手に他の人の文章や写真などを使ってまとめることは許されないことを，全校児童に理解させる。	1 学期実施
	ホームページの記事を作ってみよう（資料6）	・素材や記事を集め，分担制でホームページの記事をアップする。	1～2 学期 実施

学習の流れ

ア 目標

- ・コンピュータの使い方のマナーと著作権について理解し，今後の学習や活動の中で，適切に機器や情報を扱える児童の育成を目指す。

イ 展開

活動の項目・内容	準備・資料	支援・援助の配慮
1 情報委員会の活動について説明する	学習グループウェア ソフト「スタディノート」 プロジェクタ	・全校児童が理解しやすいように，プロジェクタを使い，壁面に投影しながらプレゼンテーションをする。
2 コンピュータ室やコンピュータ機器の使い方・マナーについて理解する	スライド資料	
3 著作権の大切さについて理解する ・「ちょさくけん」をまもる ・「しょうぞうけんやプライバシー」のしんがい（資料7，8）	「ドラえもんのまんがでわかるルールとマナー集」 http://netkun.com/manners/ru	どの学年，児童にも親しみのあるマンガのキャラクターが出てくるサイトを利用し，著作権について分かりやすく説明する。

5 成果と課題

(1) 第6学年「総合的な学習の時間」における著作権を意識した学習

6年生の総合的な学習は、膨大な量の情報に触れる機会であり、その中から必要なものを取捨選択し、発表に使う情報に関しては出典を明らかにしたり、ホームページの写真や文章を引用する際にはメールでホームページ開設者に連絡を入れるなどした。

その結果、発表の場面では、見ている側から、どのような資料から引用したのか、どのようなホームページから借用した画像なのかを明らかにしながら、自分の資料として活用することができた。

(2) 第6学年国語科「伝え合おう わたしの意見」での取り組みの中で

新聞記事や、ホームページのニュースを引用する学習を通して、引用の仕方、引用の大切さを学ぶことができた。スピーチの際、写真や図、表などの資料を適切に提示することにより、話だけでは十分に伝えられない内容についても、聞き手に具体的に理解させることができた。以下、著作権に関わる学習後の児童の代表的な感想を挙げる。

- ・自分の意見の根拠として、新聞などの記事を使うことで、相手を納得させられることが分かった。新聞の記事も誰かが書いたものであるから、カギかっこでくくるなどすると、自分の意見と区別できていい。
- ・友達のスピーチを聞いて、「 の新聞に書かれていた。」とあったので、はっきりと何を根拠として話をしているのか、分かった。
- ・自分の意見の正しさを上手く伝えるためには、写真などを上手く使って、説明するといいいことが分かった。でも、写真は自分でとったものではないので、やっぱり勝手に(写真を)使ってはいけないと思う。
- ・写真や文章を新聞やインターネットから借りてくるときのルールやマナーがよく分かった。書いた人、写真を写した人をはっきりとさせて発表するのはいいことだと思う。自分の文章や絵などが勝手に使われたら、わたしもいやな気分になると思う。

このように引用や資料活用などを著作権に配慮して上手く活用することで、自分の表現がより豊かになることを実感できたという内容や、著作物を作った側に立つと、勝手に使われた場合、いやな気分になるといった内容もあり、著作権に対する意識の高揚が見られた。

(3) 情報委員会内での著作権の理解、意識化における取り組みについて

情報委員会に所属している児童で、著作権やネットモラルに関して知識をもっている児童と、全く知らない児童と実態は様々であった。しかし、著作権や個人情報の保護に関する知識は、情報を発信する立場の人間として、必ず知っておかなければならないものである。昨年度は、著作権の保護に関するオリエンテーションの場も設けなかったため、ホームページ作成の際、児童の作品を無許可で記事にしてしまい、慌てて削除したり、作成した児童に掲載の許可を後から確認したりと、事後処理に追われたことも度々であった。今年度、年度初めにモラルや著作権に関する知識を身に付ける活動を行ったことで、児童によるホームページの記事の作成も、著作権に配慮したものになった。

(4) 情報委員会による著作権の意識を全校児童に広げる

全校集会では、著作権を言葉として知っていても、どのような内容なのかを理解している児童は少ないと思われ、特に低学年の児童にとっては、集会の中での反応はあまり見られなかった。低学年での著作権の扱いとして、「まねっこ」「かってに人のものを使う」などという表現を使って話すなど、児童の発達段階に応じた表現に配慮をすべきであった。ただ、中・高学年では、社会や総合的な学習など、授業において資料を活用する場面が徐々に増えるので、学年担当教師との連絡を密にするなど、今後も実態に応じた指導ができるようにしていく。

以上、小学校における委員会活動と6学年の総合的な学習の時間、国語科での著作権に関する取り組みを行ったが、小学校の段階から著作権に関する活動をするにより、著作権の様々な知識を得、資料活用や発表の場面における著作権保護の態度や、上手に著作物と関わっていく姿勢が養われると考えられる。発達段階や教科、領域の学習活動を考えた場合、中学校、高等学校からの著作権に関する学習はすでに遅く、著作物を保護する意識が低いまま成長していってしまう恐れがある。よって本校においても継続的・計画的に低・中・高学年の実態に沿って、総合的な学習の時間や社会等、有効に著作権の学習機会を設けていきたい。

6 参考、資料

著作権の広場 <http://www.cozylaw.com/copy.html>

楽しく学ぼう著作権 コピーライトワールド <http://www.kidscric.com/>

はじめての著作権講座(CRIC) <http://www.cric.or.jp/qa/hajime/hajime.html>

しまちゃんの情報モラル特別講座著作権クイズ・ドリル

ドラえもんのまんがでわかるルールとマナー集 <http://netkun.com/manners/rule2004/02.html>